

反社会的勢力との関係遮断に関する加盟店契約書記載例

第〇条（反社会的勢力との取引拒絶）

- (1) 加盟店は、加盟店及び加盟店の親会社・子会社等の関係会社、並びにそれらの役員、従業員等（以下「加盟店」という）が、現在、次のいずれにも該当しないこと、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。
- ①暴力団
 - ②暴力団員及び暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者
 - ③暴力団準構成員
 - ④暴力団関係企業
 - ⑤総会屋等
 - ⑥社会運動等標ぼうゴロ
 - ⑦特殊知能暴力集団等
 - ⑧前各号の共生者
 - ⑨その他前各号に準ずる者
- (2) 加盟店は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為を行わないことを確約いたします。
- ①暴力的な要求行為
 - ②法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - ④風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて当社の信用を毀損し、又は当社の業務を妨害する行為
 - ⑤その他前各号に準ずる行為
- (3) 当社は、加盟店が（1）若しくは（2）の規定に違反している疑いがあると認めた場合には、本契約の締結を拒絶し、又は、本契約に基づくクレジット取引を一時的に停止することができるものとします。クレジット取引を一時停止した場合には、加盟店は、当社が取引再開を認めるまでの間、クレジット取引を行うことができないものとします。
- (4) 加盟店が（1）若しくは（2）のいずれかに該当した場合、（1）若しくは（2）の規定に基づく確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合のいずれかであって、当社とのクレジット取引を継続することが不適切であると当社が認めるときには、当社は、直ちに本契約を解除できるものとします。この場合、加盟店は、当然に期限の利益を失うものとし、当社に対する一切の未払債務を直ちに支払うものとします。

※1 加盟店との紛議を未然防止するため、（1）において定める者の定義を明確に規定する場合は、細則第12条第1号により規定します。

※2 反社会的勢力の排除の実効性をより確保する観点から必要な場合には、各社の判断により上記のほかに以下の事項を追記して規定します（反社会的勢力との関係遮断の条項以外で定めることもできます）。この場合、上記（3）の取引の一時停止に関する事項、及び（4）の契約解除等に関する事項も以下の通り変更します。

○調査・資料協力に関する事項（第3項に規定）

「（3）加盟店が前二項に定める事項に反すると具体的に疑われる場合には、当社は、加盟店に対し、当該事項に関する調査を行い、また、必要に応じて資料の提出を求めることができ、加盟店は、これに応じるものとします。」（（5）において、本項に違反した場合に契約解除等ができるように規定します。）

○取引の一時停止に関する事項（第4項に規定）

「（4）当社は、加盟店が（1）若しくは（2）の規定に違反している疑いがあると認めた場合には、本契約の締結を拒絶し、又は、本契約に基づくクレジット取引を一時的に停止することができるものとします。クレジット取引を一時停止した場合には、加盟店は、当社が取引再開を認めるまでの間、クレジット取引を行うことができないものとします」

○契約解除等に関する事項（第5項に規定）

「（5）加盟店が（1）若しくは（2）のいずれかに該当した場合、（1）若しくは（2）の規定に基づく確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合、又は（3）の調査等に応じない場合や虚偽の回答をした場合のいずれかであって、当社とのクレジット取引を継続することが不適切であると当社が認めるときには、当社は、直ちに本契約を解除できるものとします。この場合、加盟店は、当然に期限の利益を失うものとし、当社に対する一切の未払債務を直ちに支払うものとします。」

○損害賠償に関する事項（第6項に規定）

「(6)(5)の規定の適用により、当社に損失、損害又は費用（以下「損害等」といいます。）が生じた場合には、加盟店は、これを賠償する責任を負うものとします。また、(4)の規定の適用により、加盟店に損害等が生じた場合にも、加盟店は、当該損害等について当社に請求をしないものとします。」

○未払債務に関する事項（第7項に規定）

「(7)(5)の規定に基づき本契約を解除した場合でも、当社に対する未払債務があるときは、それが完済されるまでは本契約の関連条項が適用されるものとします。」